

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/3/15 号 (No. 402)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 遼寧省司法庁、「遼寧省知的財産権保護条例」で意見募集(中国保護知識産権網 2021年3月9日)
2. 国家知識産権局、改正「専利法」施行に向け準備作業を推進(国家知識産権網 2021年3月3日)

○ 中央政府の動き

1. 「国家地理的表示製品保護モデルエリア整備管理弁法」が發布(中国知識産権資訊網 2021年3月8日)
2. CNIPA、「知的財産権の高品質な発展推進に関する年間活動ガイドライン」を發布(中国保護知識産権網 2021年3月8日)
3. 中国の基礎研究費、全体に占める割合が昨年初めて6%超＝王志刚科技部長(中国政府網 2021年3月8日)
4. 中宣部版權管理局、2021年著作権活動の重点を決定(中国保護知識産権網 2021年3月5日)
5. 国家知識産権局、「2021年度全国知的財産権行政保護活動方案」を公表(中国知識産権資訊網 2021年3月5日)

○ 地方政府の動き

1. 重慶、知的財産権保護に関する共同会議制度を確立(中国保護知識産権網 2021年3月11日)
2. 湖南省で商標ブランド研究センターが設立(中国保護知識産権網 2021年3月8日)
3. 江蘇省知識産権局、「専利商標行政法執行実務」を編集、出版(中国打撃侵權工作網 2021年3月5日)

○ 司法関連の動き

1. 上海浦東新区検察院、知的財産権検察弁公室を設立(中国打撃侵權工作網 2021年3月10日)
2. 知的財産権侵害に対する損害賠償額、昨年79.3%増＝最高法院活動報告(中国打撃侵權工作網 2021年3月9日)
3. 最高検察院：「業として」知財侵害を行う者に執行猶予刑の適用を制限(中国打撃侵權工作網 2021年3月9日)
4. 最高検、昨年に知的財産権犯罪容疑者1万2000人を提訴 (中国保護知識産権網 2021年3月9日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 浙江・臨海市、ECサイト「拼多多」ショップによる模倣品販売事件を立て続けに摘発(中国打撃侵權工作網 2021年3月10日)
2. 公安部、昨年の特別行動「崑崙2020」で2万1000件以上摘発(中国打撃侵權工作網 2021年3月9日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. LG化学、江蘇省無錫市に「華東テクセンター」を設立(科技部公式サイト 2021年3月10日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 「中国ブロックチェーン特許報告書2020」が発表(中国知識産権資訊網 2021年3月11日)

○ 統計関連

1. 浙江のPCT国際出願が70%増 伸び幅は4年連続で国内1位(国家市場監管総局公式サイト 2021年3月8日)

○ その他知財関連

1. ジェトロ上海事務所、裁判官による「知的財産権保護セミナー」を開催(上海知識産権法院 WeChat 公式アカウント 2021年3月10日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 遼寧省司法庁、「遼寧省知的財産権保護条例」で意見募集★★★

遼寧省司法庁がこのほど、「遼寧省知的財産権保護条例(草案)」の意見募集稿を公表し、一般向け意見募集を始めた。

省知識産権局と省司法庁が共同で作成したこの「条例」は、知的財産権の厳格な保護、全面的保護、迅速な保護、平等な保護に関する8章、67条の内容を含む。この中で、迅速な保護の実現に向けて、▽知的財産権の迅速保護機関の整備推進、▽先端設備や次世代情報技術、省エネルギー、新エネルギー、バイオ医薬、新素材などの戦略的新興産業の出願を対象とした優先手続きの導入、▽繰り返し侵害の処理などに関する行政部門の機能の強化——の3つを強調した。

同意見募集稿は省政府公式サイト(www.ln.gov.cn)と省司法庁公式サイト(sft.ln.gov.cn)に掲載されている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月9日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ln/202103/1960161.html>

★★★2. 国家知識産権局、改正「専利法」施行に向け準備作業を推進★★★

昨年10月17日に全国人民代表大会常務委員会が可決した改正「専利法」に、國務院の専利行政部門が全国的に重大な専利権紛争を処理できることや、薬品専利に関わる紛争の早期解決メカニズムの行政裁決などの内容が追加された。

改正「専利法」の施行に向けて、国家知識産権局は積極的に準備作業を推し進めている。同局は現在、「薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法」と「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」の意見募集稿をオンラインで公表し、一般向け意見募集を行っている。「薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法」は、行政裁決の実施主体、受理要件、証拠調査、審理方式などについて詳細な規定を定めており、「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」は、受理の範囲、手続き、立件要件、証拠調査、検査・鑑定、執行・公開などの内容を明確にしている。

国家知識産権局は、募集した意見について様々な形で十分に検討し、2つの「弁法」を早期発布するよう取り組むこととしている。

(出典：国家知識産権網 2021年3月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/3/art_53_157148.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 「国家地理的表示製品保護モデルエリア整備管理弁法」が発布★★★

国家知識産権局(CNIPA)がこのほど、全国の地理的表示製品保護モデルエリアにおける整備、管理活動のガイドラインとして、「国家地理的表示製品保護モデルエリア整備管理弁法(試行)」を発布した。

同「弁法」は、モデルエリアの整備にあたり、「基準の高いインフラ整備、レベルの高い保護、品質の高い発展」という原則を堅持することを強調し、保護制度の整備、活動体制の健全化、保護活動の強化、普及啓発の強化、協力の強化の5つの主要任務をめぐって推し進めるよう求めている。

CNIPA 知財保護司の責任者は、「厳格、全面、迅速、平等」の活動方針に沿ってモデルエリアの整備を展開することは、中国の地理的表示に対する認定・保護の統一化を推進するための重要な施策であるとの認識を示し、今後、モデルエリアの整備活動を急ぎ、鮮明な特色ある地理的表示保護システムの形成に努めると表明した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年3月8日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=127800

★★★2. CNIPA、「知的財産権の高品質な発展推進に関する年間活動ガイドライン」を発布★★★

国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、2021年度の知的財産権活動の主な目標を定めた「知的財産権の高品質な発展推進に関する年間活動ガイドライン」を發布した。

「ガイドライン」に掲げられている今年の主な目標は、知的財産権の創造、保護、運用、公共サービスの4分野に関わる。知的財産権の創造については、商標ブランド戦略や地理的表示の運用促進プロジェクトの実施、審査の品質と効率の向上などに取り組むとし、知的財産権の保護については、保護センターなどの業務能力をさらに向上させ、その業務範囲を拡大することや、懲罰的賠償制度を徹底するなどとしている。

運用分野の目標は知的財産権運営サービスシステムの更なる改善、担保融資規模の拡大、特許集約型産業の安定的な成長などを含む。一方、公共サービスの目標として、サービス基準の統一化や電子出願の利便性向上、保護情報共有システムの整備、100のTISC＝技術・イノベーションサポートセンターの設立などと明確にした。

（出典：中国保護知識産権網 2021年3月8日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202103/1960146.html>

★★★3. 中国の基礎研究費、全体に占める割合が昨年初めて6%超＝王志剛科技部長★★★

科学技術部の王志剛部長は7日、全国政治協商会議第13期4回会議において、中国民主同盟が開いた討論会に出席した際に、「2020年、中国の基礎研究費が社会全体の研究開発費に占める割合は初めて6%を上回った。この割合はこれまで複数年にわたり5%前後で推移していた」と述べた。

王部長によると、第13次五カ年計画期間中（2016～20年）、中央政府の基礎研究への投資が倍増し、さらに13の応用数学センターが初めて建設され、材料科学、量子科学、ナノテクノロジー、ライフサイエンスにおいて、多くのオリジナル成果が得られている。

政府活動報告は、今年は支援体制をさらに充実にし、拠出を大幅に拡大し、中央による基礎研究支出を10.6%増やすとしている。王部長は「我々は今後5年間でさらなる措置を講じ、基礎研究への投資を増やしていく」と表明した。

「第14次五カ年計画」及び「2035年長期目標綱要草案」によると、中国は基礎研究のための10年行動計画を策定し、実施する予定。いくつかの基礎学科研究センターの展開に焦点を合わせ、研究開発資金に対する基礎研究資金の割合を8%以上に増やす方針である。

（出典：中国政府網 2021年3月8日）

http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/08/content_5591392.htm

★★★4. 中宣部版權管理局、2021年著作権活動の重点を決定★★★

注目が集まっている改正「著作権法」は、第十四次五か年計画の最初の年である今年の6月1日より施行される。このほど、中宣部版權管理局の責任者がインタビューを受けた際、今年の著作権活動の重点を説明した。

今年は、イノベーションによる発展駆動戦略などを支えるよう、著作権に関する法律制度の整備を推進しなければならないと、同責任者が強調した。また、重点活動としては、▽「著作権法实施条例」や「著作権集団管理条例」「民間文学芸術作品著作权保護条例」などの関連法規の改正▽著作権に関する「第十四次五か年計画」の策定、実施▽著作権登録、行政法執行に関する各制度の整備▽著作権分野の調査・研究の推進——の4つであると説明した。

（出典：中国保護知識産権網 2021年3月5日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202103/1960138.html>

★★★5. 国家知識産権局、「2021年度全国知的財産権行政保護活動方案」を公表★★★

国家知識産権局はこのほど、「2021年度全国知的財産権行政保護活動方案」を公表し、中国共産党成立100周年と「十四五」計画の初年度にあたり、習近平総書記が打ち出した知的財産権保護強化の方針を積極的に実施していく方針を明らかにした。

「方案」は2021年度の活動について、▽行政裁決による専利（特許、実用新案、意匠）権保護強化、▽商標保護強化、▽地理的表示やオリンピック標識などのオフィシャルマークの保護強化、▽重点分野での保護強化、▽海外での知財紛争対応の指導強化——の五つの側面から、26条からなる具体的な施策を挙げている。

各地の知識産権局に対して、「方案」は、市場監督当局などの法執行部門との連携を強化し、現地の実情と結びつけて実施案または作業計画を制定し、その実施状況と効果などを業績評価の範囲内に組み入れ、知的財産権行政保護の質、効率及びレベルの全面的な向上を目指すよう求めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年3月5日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=127733

○ 地方政府の動き

★★★1. 重慶、知的財産権保護に関する共同会議制度を確立★★★

重慶市は、全市の知的財産権保護活動の統括強化を狙い、知的財産権保護に関する共同会議制度を確立した。

共同会議は重慶市の発展改革委員会、科技局、公安局、司法局、知識産権局、高級法院、検察院を含む25の機関で構成されている。弁公室は市知識産権局に設けられ、市知識産権局の責任者が弁公室主任を兼任する。

共同会議の主な活動は、▽国や重慶市の知的財産権保護に関する方針の徹底、▽重慶市の知的財産権保護に関する政策の策定と推進、▽全市の知的財産権保護活動に対する統括、指導、▽重慶市の知的財産権保護活動で浮上した重大な課題の解決に向けた調整、▽部門や地域を跨ぐ横断的な知的財産権保護活動の調整——などが含まれる。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/cq/202103/1960212.html>

★★★2. 湖南省で商標ブランド研究センターが設立★★★

3月6日、湖南省商標ブランド研究センターの銘板除幕式が湖南大学・中国軌道交通文化研究院で開催された。昨年11月18日に締結した戦略的協力協定に基づいて、湖南省商標ブランド協会と湖南大学・中国軌道交通文化研究院が共同で設立した。

双方は、商標・ブランド研究の分野で提携し、知的支援によって、湖南省の商標ブランド育成やその市場競争力の向上を促進したいとしている。今後は、様々な研修拠点の整備などを通じて人材資源の共有を推し進め、中国の特色ある、国際ルールに沿った商標ブランド評価基準システムを整備するほか、「湖南省商標ブランド発展レポート」「湖南省商標ブランド評価レポート」「湖南省商標ブランド青書」などを研究成果として発表する方針であるという。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhn/202103/1960151.html>

★★★3. 江蘇省知識産権局、「専利商標行政法執行実務」を編集、出版★★★

特許、商標などの法執行担当者による行政行動を指導するために、江蘇省知識産権局は、機構改革後の行政法執行活動の現状と特徴を踏まえて、「専利商標行政法執行実務」を編集した。同書はこのほど、正式に出版された。機構改革後、専利（特許、実用新案、意匠）、商標の行政法執行の実務に関する国内初の指導書で、全面的で詳細な内容により、全国の法執行担当者の業務に寄与することが期待されている。

この本は46万字、14章からなる。専利・商標の法執行活動に関する概要、法執行の対象、管轄、紛争処理の手続き、権利侵害の判定、行政処罰や行政調停の手続きなどの内容が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年3月5日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202103/337617.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海浦東新区検察院、知的財産権検察弁公室を設立★★★

上海浦東新区検察院がこのほど記者発表会を開催し、知的財産権弁公室を設立したこと、「知的財産権保護強化実施意見」を発表した。

浦東新区検察院の知的財産権検察弁公室は、知的財産権の刑事、行政、民事事件に関わる検察業務を専門に担当する9名の検察官と検察事務官で構成される。刑事・民事・行政「三合一」の業務モデルを導入し、事件処理、監督、保護、予防を一体化させたメカニズムの整備に取り組むという。

同時に発表された「浦東新区検察院、知的財産権検察保護の全面的な強化に関する実施意見」には、刑事手段による知的財産権保護の強化、知的財産権刑事事件の処理規程の整備、訴訟前の調停体制などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年3月10日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202103/338070.html>

★★★2. 知的財産権侵害に対する損害賠償額、昨年 79.3%増＝最高法院活動報告★★★

昨年、全国の裁判所で結審された知的財産権第一審事件は 46 万 6000 件、前年に比べて 11.7%増加した。知的財産権民事訴訟の証拠などに関して発布された 10 の司法解釈・規範的文書は、当事者による挙証の円滑化、訴訟期間の短縮、権利保護コストの低減、損害賠償額の増加につながった。昨年、知的財産権事件で命じられた損害賠償額は前年比 79.3%増加した。3 月 8 日、第 13 期全国人民代表大会・第 4 回会議が開いた全体会議で最高人民法院の周強院長が活動報告の中で説明した。

また、周院長によると、最高人民法院の知的財産権法廷は昨年、▽コア技術を始めとする技術イノベーションの保護、▽研究者と職務研究成果の保護、▽海賊版や悪意による先駆け登録、傍名牌（有名ブランドの便乗使用）等の違法行為の厳罰、▽無形文化遺産や老舗、クリエイティブ産業に関わる知的財産権事件の審理——などに注力し、実績を上げたという。

（出典：中国打撃侵権工作網 2021 年 3 月 9 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202103/337926.html>

★★★3. 最高検察院：「業として」知財侵害を行う者に執行猶予刑の適用を制限★★★

最高人民検察院（最高検）がこのほど、検察機関による知的財産権関連事件の処理状況及び 26 回目となる指導的事例集を公表した。同検察院の発表によると、過去 5 年間で、全国の検察機関が 2 万 3000 件余りの知的財産権侵害案件について、容疑者 4 万 5000 人を起訴した。

最高検の孫謙副検察長によると、2016 年から 2020 年にかけて、全国の検察機関が知的財産権侵害事件を 3 万件（容疑者 6 万 5000 人）余り審理し、うち 2 万 3000 件の 4 万 5000 人超を起訴した。

また、16 年～20 年、最高検が単独または関連部門と連携して、事件審理の監督を行なった各種知的財産権事件は 177 件、公表した知的財産権保護典型事例は 82 件あった。

最高検弁公室の宋建立副主任はさらに、知的財産権侵害を「業として」行い、または知的財産権犯罪チェーンにおける生産製造者、及び繰り返し侵害・悪質な侵害などの情状を有する容疑者に対し、法により厳しく追及し、執行猶予適用の制限、または適用禁止令、従業禁止令などの量刑建議を積極的に提出していく方針を明らかにした。

（出典：中国打撃侵権工作網 2021 年 3 月 9 日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/mtgd/202103/337855.html#>

★★★4. 最高検、昨年に知的財産権犯罪容疑者 1 万 2000 人を提訴 ★★★

3 月 8 日、第 13 期全国人民代表大会第 4 回会議の第 2 回全体会議で、最高人民検察院の張軍検察長が活動報告を行った。

昨年、知的財産権関連の刑事事件において、権利者がタイムリーに参加して権利を行使することが難しいという状況を踏まえて、最高検は「訴訟権利義務告知制度」を全面的に導入した。また、権利侵害への懲罰を強化するために、最高法院とともに司法解釈を発布し、公安部とともに営業秘密事件の訴追基準を改善した。

このほか、最高検は昨年、国家版權局と共同で、49 件の重大な著作権侵害事件に対し督促、管理を行った。知的財産権犯罪事件の容疑者 1 万 2000 人を提訴し、前年に比べて 10.4%増加した。

（出典：中国保護知識産権網 2021 年 3 月 9 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjcjg/dfjcjcjg/202103/1960164.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 浙江・臨海市、EC サイト「拼多多」ショップによる模倣品販売事件を立て続けに摘発★★★

浙江省臨海市の市場監督管理局がこのほど、中国大手 EC サイト拼多多（Pinduoduo、ピンドゥオドゥオ）のプラットフォームを利用したネットショップ模倣品販売事件を 2 件立て続けに摘発した。模倣品保管拠点となる倉庫を 2 カ所摘発し、現場から「メルセデス・ベンツ（Mercedes-Benz）」や「アウディ」などのロゴが表示されているサングラス 2 万 2000 点以上押収し、事件総額は 200 万元近くに上るといふ。

模倣品販売の通報を受けた同局の取締担当官が、同市杜橋鎮汾東村にあるネットショップの倉庫に対して突撃検査を行った。2 店舗の倉庫からいずれも、「Mercedes-Benz」と「アウディ」が表示されているサングラスを大量に押収した。取締担当官の調べに対して、当事者らはノーブランドのサングラスを購入し、自ら「Mercedes-Benz」などのロゴを付けた後、ネットショップで 15 元～50 元の価格で販売していたと供述している。

現在、二つの事件は臨海市公安局に移送され、刑事責任を追及するとしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年3月10日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202103/338053.html>

★★★2. 公安部、昨年の特別行動「崑崙 2020」で2万1000件以上摘発★★★

昨年、全国の公安機関が一連の特別行動を実施し、ビジネス環境の最適化に取り組んでいた。中国公安部が3月8日開催した記者発表会でわかった。

この中で、特別行動「崑崙 2020」では知的財産権侵害に関わる犯罪事件を2万1000件以上摘発し、3万2000人以上の容疑者を逮捕した。事件に関わる偽物などの総額は180億人民元を超えている。

特別行動において、公安部門は関連当局と提携し、実店舗を対象に5万回以上のエンフォースメントを行い、権利侵害商品を廃棄処分するイベントを500回以上実施した。これらの取り組みにより、権利侵害や詐称に関わる犯罪を効果的に抑止、摘発したという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2021年3月9日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202103/337938.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. LG化学、江蘇省無錫市に「華東テクセンター」を設立★★★

韓国のLG化学はこのほど、江蘇省無錫市とテクノロジー・センターの設立に向けた戦略投資了解覚書(MOU)を締結したと明らかにした。

今回のMOUによると、LG化学は約300億ウォン(約28億5800万円)を投資して、江蘇省無錫市の高新区に「華東テクセンター」を建設する。同テクセンターは、現地の顧客や協力会社などを対象に、製品開発や品質改善、生産効率の向上、技術支援などの総合ソリューションの提供を担当する。無錫市は建設および運営に必要な敷地やインフラなどを支援する。建設は今年前半に開始され、来年の5月に正式に稼働し、延べ面積約1万平方メートルだという。

LG化学によると、華東テクセンターの完成後、京畿道烏山テクセンターと広東省広州市の華南テクセンターと共に、アジア3角顧客支援体制を構築するようになる。華東、華南の二つのテクノロジーセンターは中国全土をカバーする。同社は今後、ヨーロッパや米国にグローバルテクセンターの設立も検討する方針である。

(出典：科技部公式サイト 2021年3月10日)

http://www.most.gov.cn/gnwkjdt/202103/t20210310_161651.htm

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 「中国ブロックチェーン特許報告書 2020」が発表★★★

デジタル資産研究院がこのほど発表した「中国ブロックチェーン特許報告書 2020」によると、世界のブロックチェーン特許の出願件数は昨年1.03万件増加し、累計で5.14万件に達した。この中で、中国の出願件数は世界全体の58%を占める3.01万件であった。

中国の昨年の出願件数は8200件、出願企業は1257社。出願件数が最も多い3社は平安集団(992件)、テンセント(729件)、アントグループ(529件)。特許出願の多い業界は金融、決済、商業貿易、企業サービス、デジタル資産、交通運輸で、昨年はいずれも100社以上の企業がブロックチェーン特許を出願している。

出願件数の推移からみれば、金融、決済、商業貿易、デジタル資産、交通運輸に対する注目度は下降傾向が見られ、一方、企業サービスや医療、電力エネルギー、政務、農業などの業界の出願者が2019年より大幅に増加した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年3月11日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=127894

○ 統計関連

★★★1. 浙江のPCT国際出願が70%増 伸び幅は4年連続で国内1位★★★

浙江省は昨年の専利(特許、実用新案、意匠)出願件数が前年比21.7%増の53.1万件、登録件数が同37.3%増の39.2万件に達した。この中で、特許登録件数の伸び幅は約50%で、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願が4307件、前年比70%以上増加し、伸び幅は4年連続で国内1位となっている。

昨年末時点の有効特許が前年より24.3%増加し、人口1万人あたり特許保有件数が国内4番目の34.1件で、前年比21.8%増加した。

浙江省は昨年、知的財産権取得の手続きの簡素化や費用減免などの措置を講じて、企業や研究機関のイノベーション活動を支援した。特許出願件数が2月に底を打った後、急反発し、第1四半期末に前年同期の水準に回復し、年末に通年の最高レベルに達した。権利出願を行った企業の数は前年比22.3%増加し、出願件数は25.5%増加した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2021年3月8日)

http://www.samr.gov.cn/xw/df/202103/t20210308_326589.html

○ その他知財関連

★★★1. ジェトロ上海事務所、裁判官による「知的財産権保護セミナー」を開催★★★

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海事務所の主催による「知的財産権保護セミナー」は2月26日、上海市国際貿易センターで開催された。セミナーはオフラインとオンライン組み合わせの形式で行われ、上海市高級人民法院と上海知識産権法院の知財裁判官2人が、知的財産事件の証拠や技術的事実の究明など、日本企業が関心を持つ課題に焦点を当て、200名余りの日系企業担当者と交流を行なった。上海裁判所の知的財産裁判官が日本企業向けにプレゼンテーションを行ったのは、今回が初めてだという。

セミナーでは、上海市高級人民法院知的財産権審判庭の陶冶裁判官が、「知的財産権訴訟の証拠に関する制度」をテーマに講演を行った。陶裁判官は「証拠が知的財産権の侵害訴訟において非常に重要である。証拠が不十分であると、技術的事実の究明が難しく、審理期間が長くなり、権利者が実際の損失の補償を取得することも困難になる」と指摘したうえ、「証拠提出制度」「証拠保全制度」「司法鑑定制度」「証拠認定制度」の4つの観点から、具体的な規定と裁判事例を交えながら解説した。

上海知識産権法院の陳瑤瑤裁判官は、「知的財産権事件の技術的事実究明メカニズムの構築」について、上海知識産権法院の関連措置や典型的事例と結びつけ、技術調査官、技術コンサルティング、専門家裁判員などからなる多様な技術的事実究明メカニズムを紹介した。

(出典：上海知識産権法院 WeChat 公式アカウント 2021年3月10日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/uTh3YSDipgtBEX80wgSz9w>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved